

広報

なかつえ

50年10月号

第142号

発行所
編集発行人
大分県・日田
中津江村
客 藤 隆 一



人口の動態

昭和50年 9月30日現在

人 口	2,447人
男	1,159人
女	1,288人
世帯数	604戸

〈今月の主な内容〉

- P 2 体育大会開催される
- P 3 体育大会に一言
(はじめての婦人ソフト)
- P 4 鯛生金山のおもいで
文化財紹介
(石場部落の古跡)
- P 5 村のアルバム
お作りください
- P 6 お知らせ

- 3日 文化の日
(文化祭)
中津江中学にて各種
行事
- 8日 立冬
- 23日 勤労感謝の日

〈11月の行事〉

体育大会

婦人ソフトに参加して 一言



〈優勝した丸蔵チーム〉

なわれ、各地区より六チームが出場、それぞれの技を競いあいました。応援の方も熱のいれようで、ご主人子供さんがお母さんのできばえを気にしながらも、珍プレー、好プレーに笑いを拍手を送っていました。

優勝は丸蔵チームと栃原チームで争われましたが、丸蔵チームが十対八で栃原を下し優勝しました。

なお結果は表IIのとおり



〈女子決勝戦〉



栃原 池部記よみ

はじめての経験でもあつたし、何かスポーツをやりたいので参加したが、全試合すべての面で勝つことに意識しすぎていたと思う。

健康にもいいし、これからも他のチームと練習試合を時々やってみたいと思う。



鯛生 山田サダ子

直接、試合にはでなかったが、婦人がのびのびと動き回る姿は見ていても非常に楽しかった。

はじめてボール、バットに触れる人もいたわりにはみんな上手であったが、もう少ししゅールの指導をしてもらいたかった。



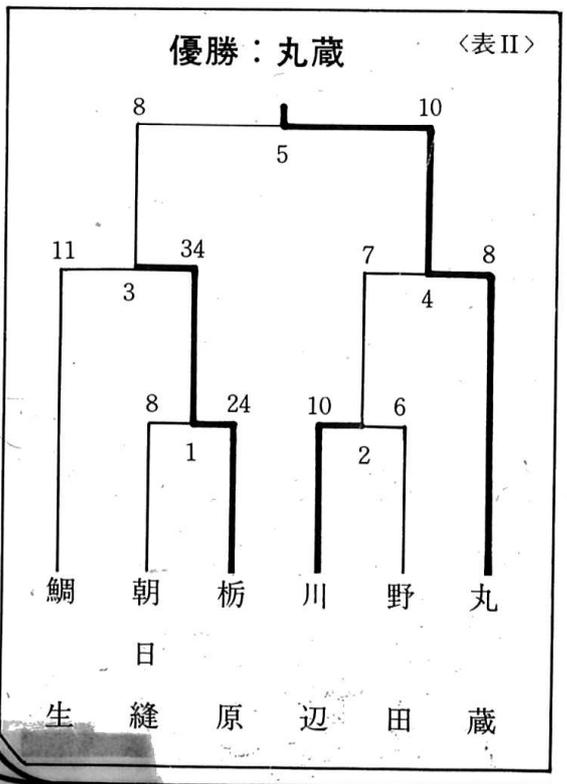
山本 合谷由美子

大変いいことだと思う。でもはじめてのことでも何もわからないが、婦人たちがやっているのか、まわりの男の人たちがやっているのか、わからなかった。はっきり言ってあまりおもしろくはなかった。

さいわい私たちの丸蔵チームが優勝したけれど、十月十日だけの女子ソフトボールではなく、これからも勝負にこだわらず、他の地区との婦人の親睦を兼ねてぜひどしどし、このような機会をもっとつけていきたい。



野田 川野佐代子



“鯛生金山のおもいで”

矢野周蔵

八女郡星野村より魚売りの人が金山の川端で休んでいた時、川上の所の石を見て星野村の鉱石に似ていると帰り伝えたので、星野鉱山を経営している鹿児島の人ややってきて、有望な金山だと工事をはじめたのが起りである。

またその頃、田島勝太郎氏が熊本の中学校在学中、博物の先生から暑中休暇の宿題として鉱物を集めさせたので、それを持っていったら、これは良質な金鉱だといわれたので帰ってその事を伝えた。それで田島家では金山の開鉱に相談を受けた時、乗り気になり、賛

成したとの事である。それは明治三十年頃のことである。

金山の経営に乗り出した鹿児島の人々が鉱石を粉碎する水車を一号、二号と建て、更には二十六号までとなった。私が金山に行ったのは父に背負われていった四才のことで、二号の水車が受持であり、杵が六丁で、毎朝母が砕けて砂になった鉱石を箱に入れて鉱石ゆり場に運ぶのが役目であった。ゆり場とは、大きなゆり鉢に入れてゆり動かし、砂を出して残った金をどんぶりに入れて事務所に持ち帰り、鹿のなめし皮に包んでしぼ

りあげ、一日で三、三匁の水銀巻きの金をとれた。それを十四、五日分ためて、素焼きの入れ物に入れて焼きあげると鈍金となった。それを毎月、取引先の福岡まで持って行き銭にかえた。

鉱内も深くなり、地下千尺以上となるころには、地下水の湧出量が多くなり、その排水には色々工夫がなされた。初めは孟宗竹であげていたが、非常に困難な仕事であり、その後色々な機械が導入された。機械を動かす動力も、はじめは蒸気管を用い、大きなカマに石炭をたいて蒸気を起した。それで気笛の音を聞

く事ができるようになり、その後、電気を起こすこととなり、発電所を設け坑内の水を電気で上げることになり、私も数年間、坑内のポンプ方として務めたことがある。

その後金山は、ますます発展し、経営者も外人の手に移り、英国人、アメリカ人、支那人などが入り込んでいきました。大正十四年から木村氏の経営となり、それから十五年間は金山の全盛時代で、その後、経営者の変更を入れ、遂には廃坑となった。

石場部落は明治十二年ごろ開拓されたが、昔の南北朝時代には菊地道の要路であり、西は八女郡矢部村に接し、東は前津江村に境しており菊地軍の守備地であったという。

西方、矢部村の境山上には陳床(じんどこ)と伝えられる陳場跡があり、東方前津江村に接する山上には腰掛岩といわれる見張り場や鍛冶をした跡がある。また、その下方、谷川のそば

に菊地岩屋と呼ばれる洞穴があり、菊地軍がこもっていたとの伝えが残されている。石場開拓のころまでは洞穴内に腐り果てた本が数冊、発見されたといわれるが現在は崩潰して入ること

はできない。豊西説話には次のように書かれている。「同村石場と申す所に菊地岩屋というあり、今ここに苔出る菊地のりという」。

現在は野尻国有林に通じる林道があり、この付近は南面をみるような奇岩があり、紅葉の時期は絶景となる。

石場部落の古跡

文化財紹介



腰掛岩

村のアルバム



▲はしって、とんで、はねて

10月17日、日田市大原グラウンドで日田郡小学生陸上記録会がおこなわれました。前日までの雨でグラウンドコンディションは決して良くはなかったものの、日頃の練習の成果を十分発揮していました。

＜成績1位のみ＞

5男100m 水野裕一(川辺)、5男400mリレー(川辺)
 女混合リレー(丸蔵)、5男走高 江藤浩二(川辺) 5
 男走巾 水野裕一(川辺)、6男走巾 鷹野浩司(川辺)
 5男ボール投 江藤浩二(川辺)、6男ボール投 伊藤
 寛明(丸蔵) 5女ボール投 猪野聖子(丸蔵)



▲ソフトボール審判講習会行なわれる

10月4、5日、2日間にわたってソフトボール三種公認審判員講習会がおこなわれました。ペーパーテストでは久しぶりに机に座り頭をかかえて鉛筆を動かし、実技テストでは、はずかしさを交えた大きな声でテキパキとした動作でがんばっていました。

接客サービス、包装の実技指導▶

10月7日、午後1時から中津江村公民館で接客サービスのあり方や包装の実技指導がおこなわれました。

これは中・上津江村の商工会が主催となり、講師の大分市トキハ百貨店の理事岩尾敏先生がていねいに指導され、参加者20名は熱心に耳をかたむけていました。



お作りください (4)

◎くりの甘煮
 材料

くり四〇〇g
 砂糖五カップ

みりん大さじ一杯
 みょうばん少々

作り方

一 くり四〇〇gを一晩水につけて鬼皮をとり、洗皮をむきみょうばんを少々入れた水に三時間ほどつけ、たっぷり湯でちよつとかためにゆでる。

二 水と砂糖、各五カップを合せて煮とかし蜜を

つくってくりを入れ、弱火で三十分ほど煮含め、おろしぎわにみりんを大さじ一杯加えて照りをだす。

三 煮含める時、なべより一回り大きく切った紙で紙ぶたをすると全体にむらなく蜜が含まる。四 保存する場合は蜜とともにびんに入れ保存する。



米寿者に対する記念品の贈呈

今月の六月一日現在で、米寿の喜びを迎えられた八十八才(明治二十年生まれ)の方々に對して、簡易保険局から郵政大臣名の記念品(湯のみ)を贈呈することになっていきます。

この行事は、今年で七回

目を迎え、お年寄りの方々からたいへん喜ばれていきます。本年に米寿のお祝いを受けられる方は、約四万八千名と推定されています。この記念品の対象者は、簡易保険のご加入の有無を問いません。

区長会 実施される

るに集会活動を活発に実施することで連帯感をつくりあげていくことが、大切なことだと思えます。都市での団地祭りなどがこの例だと思えます。地域づくりの中心で推進役となるのが区長の任務ですが、部落の方も区長を盛り上げる義務があると思えます。

。本村の社会教育施設について

去る三日、中津江村教育委員会主催で村内の区長さんのご出席をいただき、村長総務課長、長谷部社会教育委員長を囲んで中津江村の自治活動の現状について話し合いました。

話し合いの主な点は……

。現在の区制度について

村内の自治制度を、区長―部落員(長)の現状と、全部地区主事にする案が検討されましたが、人材を生かすことや任期の期間などから現在の型におちつきました。

。区内の集会活動では

現在の区制度は、戸数の多少があり、また、区内でしきたりなど合わない部落が区内にあります。要す

- (一) 新生活運動について
- (二) 新生活運動について
- (三) 明るい職場づくり運動集団
- (四) 資源を守る運動など地域づくりを学習しました。

良質生産促進対策事業実施について

中津江村は良質材を集団的かつ計画的に生産することを目的として、森林組合を通じて枝打事業に要した経費について、予算の範囲内で補助金を交付しておりますので良質材生産のため枝打事業をおこなう希望の方は森林組合まで、十一月二十日まで申し込んで下さい。

※補助対象

◆森林組合の指導のもとにおこなう第一回の枝打。

◆枝打の高さはコーラビンの大きさまで。

◆補助対象面積は一団地三反以上。

◆補助金額は三千円(一反当たり事業費九千円のき)。

ただし補助金額に相当する肥料をもって補助金にかえる。

◆村内の森林所有者で、森林組合の組合員に限る。

詳しいことは中津江村森林組合におたずねください。

福祉手当制度による請求のお知らせ

福祉手当制度が本年八月十三日公布され、十月一日より実施されることになりました。

この制度は在宅の重度障害者に対する福祉の一環であり、重度の障害によって生ずる負担の一助として月四千元を交付し、福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

支給要件として精神または身体に障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態に

雑記

※十月、十一月は各地で運動会がきかんにくりひろげられますが、ふだんの運動不足を一日だけでとりもどそうとするのは無茶です。とくに中年すぎの人は、翌日になって足腰が疲れきつてどうにもならないということがよくあります。スポーツというと、はげしい動きを伴う運動競技だけを想像し、あるいは、若い人とか特定の人たちだけのもののように思われがちです。これを機会に日ごろの運動不足を再認識し、わずかの時間を利用して体操などを毎日やってみたらどうでしょうか。

